

障がい者支援課

長野県告示第262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成26年5月12日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
モリヤ薬局	諏訪市湖岸通り3-8-7	平成25年12月31日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院（心臓脈管外科）	佐久市白田197	平成26年3月1日

障がい者支援課

長野県告示第263号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成26年5月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

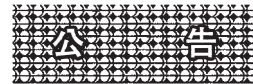
上田市小泉字芦沢口1336の3から1336の9まで、1338、1340の1、1341の1、1342から1345まで、1361から1365まで、字大貝平2123の4、2128のイ、2128のロ、2129のイ、2129のロ、2130、2131、字宮ノ入2132、2146、2147の2、2148の1、2149、2150、2151の1、字飯綱山2206のハ、2214のイ、2216の1、2216の2、2217、2219から2223まで、2225の2、2227のイ、字芦沢入2228から2230まで、2231の1、2231のロ、2232、2233の1、2233のロ、2234の1、2235の1、2236の1、2236の2、2237、2238の1、2239のロ、2240の1、2240の2、2240のロ、2240のハ、2244の1、2244のイ、2245の2、2254の3から2254の7まで、字弓立2267の1、2267の2、2272、2274、2275の1、2275の2、2280、2289の5、2289の6
- 2 指定の目的

干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、平成26年5月1日付けて次の者を表彰しました。

平成26年5月12日

長野県知事 阿部 守一

スポーツ特別荣誉賞

5月1日付け

狩野 亮

スポーツ荣誉賞

5月1日付け

小池 岳太 田中 佳子 谷口 彰
夏目 堅司 三澤 拓 山崎 福太郎

人事課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月12日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

平成26年度長野県庁 Gondola 保守委託業務
- (2) 役務の特質

長野県庁における Gondola の保守委託業務
- (3) 履行期間

平成26年6月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。

入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県総務部財産活用課

電話 026 (235) 7045

なお、入札説明書については、次のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/somu/nyusatsu.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年5月19日(月)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年5月12日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年4月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワークハウス太陽

3 代表者の氏名

星野勝俊

4 主たる事務所の所在地

須坂市大字九反田町132番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者（知的、精神）への偏見を無くし、又老人福祉に寄与し、自立生活に関する事業を行い、よってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成26年5月12日

長野県知事 阿部守一

1 試験日時

平成26年9月12日(金) 午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	佐久合同庁舎（佐久市跡部65-1）
伊那市	伊那商工会館（伊那市中央4605-8）
松本市	松本合同庁舎（松本市島立1020）
長野市	長野県庁（長野市大字南長野字幅下692-2）

3 試験科目

- (1) 薬事に関する法規と制度
- (2) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (3) 人体の働きと医薬品
- (4) 主な医薬品とその作用
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者
- (4) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は店舗販売業、配置販売業、薬種商販売業若しくは一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下この項において同じ。）の実務に従事した者
- (5) 4年以上薬局又は店舗販売業、配置販売業、薬種商販売業若しくは一般販売業の実務に従事した者
- (6) 一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり(1)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を証する書類

ウ 写真1枚（出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの）

(2) 受験手数料

15,100円（長野県収入証紙により納付してください。）

(3) 受付期間

平成26年6月30日(月)から7月11日(金)までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成26年7月11日までの消印があるもの限り受け付けます。）

(4) 受付場所

ア 次の表に掲げる最寄りの保健福祉事務所又は長野市保健所

名 称	所 在 地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市大字静間1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県健康福祉部薬事管理課(県庁専用郵便番号380-8570、住所記載不要)

(5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

(6) 注意事項

ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。

イ 受験願書提出後の試験場所の変更はできません。

6 合格発表

平成26年10月17日(金)午前9時に長野県内の保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者にはその旨を通知します。

7 その他

(1) 受験願書に記載していただく個人情報、登録販売者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。

(2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は最寄りの保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

公告

平成26年5月1日、大町市土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年5月12日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成26年5月1日、川西地区土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年5月12日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

安曇野市穂高・穂高土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年5月12日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

理事

新任

氏 名	住 所
赤羽 芳 人	安曇野市穂高有明5077番地2
三 澤 一 男	安曇野市穂高有明91番地
小 林 司	安曇野市穂高有明6753番地2
会 田 一 生	安曇野市穂高有明4067番地
金 盛 順 一	安曇野市穂高有明4066番地1

重任

氏 名	住 所
胡 桃 隆 雄	安曇野市穂高有明4840番地1

退任

氏 名	住 所
稲 垣 博	安曇野市穂高有明2747番地
赤 羽 功 達	安曇野市穂高有明5028番地2
千 国 英 治	安曇野市穂高有明292番地2
荻 原 茂 一	安曇野市穂高有明3780番地3
白 澤 敏 男	安曇野市穂高5078番地2

監事

新任

矢ノ口 九二三	安曇野市穂高有明9194番地1
二 條 和 茂	安曇野市穂高有明1356番地3
白 澤 敏 男	安曇野市穂高5078番地2

退任

角 田 仁 志	安曇野市穂高有明13番地
金 盛 清 晴	安曇野市穂高有明10036番地2
三 澤 正 和	安曇野市穂高有明903番地

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年5月12日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

- 1 許可番号 平成26年3月6日
長野県上小地方事務所指令25上小地建第6-13号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市中央東154-1、154-3、154-4、156-5、156-10、
156-11の内、156-13、156-14、157-1、157-6、158-1
3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上田市中央東4-61
医療法人友愛会 千曲荘病院 理事長 遠藤 謙 二

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定
により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
平成26年5月12日

長野県松本地方事務所長 白鳥 政徳

- 1 (1) 許可番号 平成25年12月16日
長野県松本地方事務所指令25松地建第18-6号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市穂高369-1、369-2、370-1、370-2、371
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市穂高1831
有限会社浅川不動産
代表取締役 浅川 登志雄
- 2 (1) 許可番号 平成26年3月4日
長野県指令25建指第79-17号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出字渋沢1739-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘高出2197-1 メゾンほたるの里B102
上野 勇 樹、上野 美 咲

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定
により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
平成26年5月12日

長野県北信地方事務所長 田中 功

- 1 (1) 許可番号 平成26年2月28日
長野県北信地方事務所指令25北信地建第11-9号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
飯山市大字飯山字舂ノ浦747-5、747-5先、747-20、字
田中1364-1、1364-7、1365-1、1366-1、1367-1、
1368-1、1368-2、1368-5、1370-1、1370-2、1371-
1、1371-4、1372-1、1372-1先
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯山市大字飯山1110-1
飯山市長 足立 正 則
- 2 (1) 許可番号 平成26年3月11日
長野県北信地方事務所指令25北信地建第11-10号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
中野市大字三ツ和字長丁1133-1、1133-3、1134-1、
1135-1、1135-2、1136-1、1137-1、1138-1、1138-

2、1138-3、1138-4

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中野市大字三ツ和1185-3
株式会社信州エステーアイセンター
代表取締役 柴本 隆 幸

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月12日

長野県須坂建設事務所長 藤池 弘

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
無散水消雪施設の保守点検業務委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成27年3月31日まで
 - (4) 履行場所
主要地方道須坂中野線 上高井郡高山村 堀之内他4か所
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (6) 過去5年以内に無散水消雪施設の建設又は同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
須坂市大字須坂字中繩手1699-11
長野県須坂建設事務所 総務課
電話 026 (245) 1670

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年6月2日(月) 午後1時30分
イ 場所 長野県須坂建設事務所 2階 会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年5月23日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年5月30日(金)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

道路管理課